

総行公第122号
令和5年11月24日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

） 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
「職員の育児休業等に関する条例（案）」の改正について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が本年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されます。

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に当たっての留意事項については、令和5年6月9日付総行給第29号・総行女第12号総務省自治行政局公務員部長通知によりお示ししたところですが、この運用を行う上で各地方公共団体において必要となる条例（案）の改正について、お示しします。（別添の新旧対照表参照）

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に当たっては、条例等の改正を含め、引き続き必要な対応を図っていただくようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いいたします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課
公務員第四係
電話 03-5253-5544（直通）

○ (別添) 職員の育児休業等に関する条例(案) 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 職員の給与に関する条例第〇条第〇項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤 勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 職員の給与に関する条例第〇条第〇項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第二十二條の二第 一項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前 六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基 準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。